

館林市条例第20号

館林市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 市の機関は、法第75条第5項に規定する帳簿として、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、法第75条第1項の規定により作成する個人情報ファイル簿の例により、帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成する。

2 市の機関は、個人情報ファイル簿と条例個人情報ファイル簿とを区別して作成し、管理しなければならない。

3 市の機関は、公表することにより個人が特定されるおそれがある本人の数として規則で定める数に満たない個人情報ファイルに関するものを除き、条例個人情報ファイル簿を公表するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から

4 4 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、前条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料)

第 6 条 市の機関に対して開示請求をする場合、法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示請求により個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

2 市の機関は、前項の開示を受ける者に経済的困難その他特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、同項の費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第 7 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、館林市個人情報保護審査会条例（令和 4 年館林市条例第 2 1 号）第 2 条に規定する館林市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(館林市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 館林市個人情報保護条例（平成 1 3 年館林市条例第 2 号）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の館林市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第12条第3項及び同項の規定を準用する旧条例第12条の2第2項の規定による、職務上又は委託を受けた事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当に若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により旧実施機関から委託を受けた事務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた事務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際現に指定管理者に行わせている公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者に行わせている公の施設の管理の業務に従事していた者

2 旧条例第25条第1項の規定により設置された館林市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員であった者に係る同条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(審査会の調査審議に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前に旧条例第24条の規定により旧審査会にされた諮問は、館林市個人情報保護審査会条例（令和4年館林市条例第21号）第2条に規定する館林市個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前に旧条例第13条、第16条、第17条又は第18条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する行政文書に記録されている自己の旧個人情報の開示、訂正、消去及び提供等の停止並びに旧条例第27条の調査及び措置については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為及び附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。